

(8) 消費者との間の料金精算トラブルの防止 (1/2)

課題

- LPガス販売事業者による以下の手法を用いた顧客獲得競争により、**消費者を巻き込んだ裁判事例に発展**するケースが少なくない。
 - LPガス販売事業者（新事業者）は、顧客との間で切り替えの委任状を確保した上で、旧事業者に切り替え通知を行い、**一定期間（1週間）経過後に、旧事業者が所有する供給設備を一方的に撤去**。
 - 旧事業者が消費者に対する損害賠償を提訴するケースも存在。液石法上に加え、事業者間の競争に消費者を巻き込む点で問題があり、秩序ある競争の促進のためにも対策を講じることが必要。

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置①

運用・解釈通達を改正し、液石法省令第16条に定める供給設備の撤去に係るルールの解釈をより明確化

<第16条（販売の方法の基準）関係> ※第15号の3（新事業者に対するルール）に関して

- 供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、第16号のただし書に定める事項に該当する事由がある場合には、第15号の3中の「相当期間」は、上記基準にかかわらず、設置されている**供給設備の規模や設置状況、一般消費者等による料金の精算状況等を総合的に勘案して個別に判断**することとなる。
- したがって、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、第16号のただし書に定める事項に該当する事由が解消していないにもかかわらず、他の液化石油ガス販売事業者が自らの判断により供給設備を一方的に撤去した場合には、第15号の3の規定に違反することになる。
- なお、自らの判断により、相当期間を経過したことをもって他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を一方的に撤去した場合には、供給設備を所有する事業者との間で、契約の解除を申し出た一般消費者等を巻き込んだトラブルに発展することがあり得ることから、こうした事態を避けるため、供給設備の撤去については、液化石油ガス販売事業者間で事前に十分な調整を行うことが必要である。

(8) 消費者との間の料金精算トラブルの防止 (2/2)

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置②

運用・解釈通達を改正し、液石法省令第16条に定める**供給設備の撤去**に係るルールの解釈をより明確化

<第16条（販売の方法の基準）関係> ※第16号（旧事業者に対するルール）に関して

- 一般消費者等から契約の解除の申し出があったにもかかわらず、当該一般消費者等に**契約の継続を求める**ことなどを目的に、供給設備の撤去に係る手続を遅延することは、同号のただし書に定める「撤去が著しく困難である場合その他正当な事由」に該当しないことは当然であり、このことをもって供給設備を遅滞なく撤去しなかった場合には、同号の規定に違反することになる。

(参考) 液石法省令
(販売の方法の基準)

第16条 法第16条第2項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

十五の三 **新たに一般消費者等に対し液化石油ガスを供給する場合**において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売事業者の所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該液化石油ガス販売事業者に対して液化石油ガス販売契約の**解除の申し出があったから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと**。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。

十六 **一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があった場合**において、当該一般消費者等から要求があった場合には、**液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備を遅滞なく撤去すること**。ただし、**撤去が著しく困難である場合その他正当な事由があると認められる場合は、この限りでない**。